

第40期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年8月29日（土曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京国際フォーラム B棟5階 ホールB5
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
※開催場所をお間違えないよう
ご注意ください。

決議事項

- ▶第1号議案 剰余金の処分の件
- ▶第2号議案 取締役6名選任の件
- ▶第3号議案 監査役1名選任の件
- ▶第4号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応方針
（買収への対応方針）の更新の件

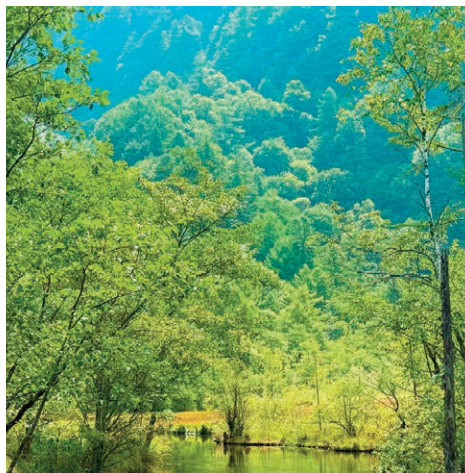
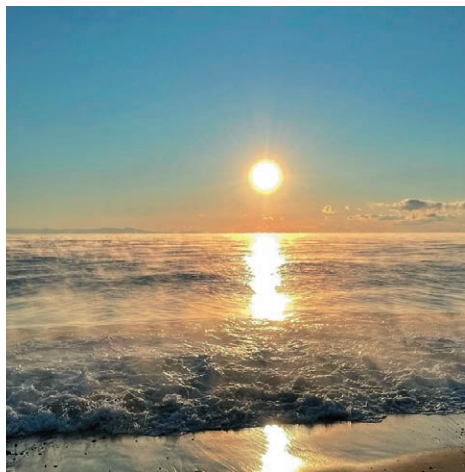
お知らせ

- ・郵送及びインターネットによる議決権行使期限は
2026年8月28日（金曜日）午後5時30分までとなります。
- ・総会の様子はインターネットでの動画配信によりご覧いただけます。
- ・お土産のご用意はございません。



株式会社ウェザーニューズ

証券コード 4825



証券コード 4825
2026年8月10日
(電子提供措置の開始日)2026年7月30日

株 主 各 位

千葉県美浜区中瀬一丁目3番地
幕張テクノガーデン
株式会社ウェザーニューズ
代表取締役社長 石橋 知博

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://jp.weathernews.com/irinfo/ir-library/meeting/>



[株主総会資料掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/4825/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年8月28日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月29日（土曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

東京国際フォーラム B棟5階 ホールB5

（末尾の「第40期定時株主総会会場のご案内」をご参照ください。なお、満席となった場合は隣接する第2会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第40期（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第 1 号 議 案 剰余金の処分の件

第 2 号 議 案 取締役6名選任の件

第 3 号 議 案 監査役1名選任の件

第 4 号 議 案 当社株券等の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

- （1）書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第16条に基づき、次の事項を記載しておりません。なお、下記書類は監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれています。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」（第40期）
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」（第40期）
- （2）電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

以 上

※ 当日のご出席に際し、以下の事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

- （1）議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。
- （2）当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。ただし、お体の不自由な株主様に限り介助者を1名同伴して入場することができます。また、盲導犬、聴導犬及び介助犬等は入場できます。

当社ウェブサイト <https://jp.weathernews.com/irinfo/>

事前のご質問・ご意見受付のご案内

株主の皆様からの、第40期定時株主総会への事前のご質問・ご意見を、当社ウェブサイトにて受付いたします。株主の皆様の関心が高い事項につきましては、当日取り上げさせていただく予定です。

受付期限	2026年8月24日（月曜日）午後5時まで
サイトURL	https://web.sharely.app/xq  株主ID（8桁）： 議決権行使書用紙に記載されている株主番号 パスワード： 議決権行使書用紙に記載されている郵便番号 （ハイフンを除く7桁の数字）

ライブ中継のご案内

当日の株主総会の様子をインターネットによりライブ配信いたします。なお、株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は役員席付近のみとさせていただきます。また、ライブ配信を通じての議決権行使及び質疑はできませんのでご了承ください。

公開日時	2026年8月29日（土曜日） 午前10時から株主総会終了時まで
視聴方法	下記のURLへアクセスいただき、「株主ID」と「パスワード」をご入力ください。
サイトURL	https://web.sharely.app/kp  株主ID（8桁）： 議決権行使書用紙に記載されている株主番号 パスワード： 議決権行使書に記載されている郵便番号 （ハイフンを除く7桁の数字） 総会お問合せ窓口 Sharely(シェアリー)株式会社 電話番号:03-6683-7661（受付期間：総会開始1時間前から終了1時間後まで）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年8月28日（金曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月28日（金曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年8月29日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議案番号	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	

※ここに議案の賛否をご記入ください。

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

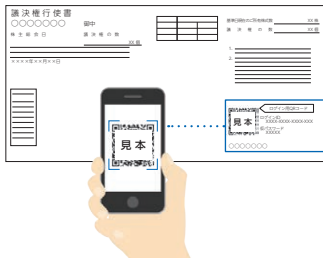
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

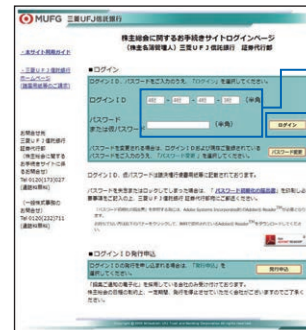
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢と事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向し、中長期的な株主サポーターの拡大を目指しております。

利益分配につきましては、経営理念である「高貢献、高収益、高分配」を基本としております。次なる飛躍に向けた戦略的事業投資を優先しつつ、株主の皆様への長期安定的な還元として「累進配当」を基本方針に掲げ、最適な自己資本水準や利益状況等を総合的に考慮して決定いたします。また、事業環境や資本効率に応じて、機動的な株主還元も追加で検討してまいります。

当社は、これらの取組みを鋭意発展させることにより、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保と、更なる向上に努めてまいります。

当期（2026年5月期）の剰余金の配当については1株当たりの期末配当を62円50銭（普通配当22円50銭・記念配当40円）といたしたく存じます。既に実施しております中間配当（1株につき45円）は、2026年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって分割した影響を考慮した場合、1株につき22円50銭に相当しますので、合わせまして、年間配当金は1株につき85円となります。なお、年間配当金1株につき85円は、株式分割前の1株当たりの配当金に換算すると、前年度から30円増額の、1株につき170円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金62円50銭 総額2,776,261,625円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年8月31日

第2号議案 取締役6名選任の件

当社は、取締役の事業年度ごとの業績目標に対する経営責任をより明確にし、株主の皆様
に年度ごとに取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年としておりま
す。当社定款の規定に基づき、取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり
ます。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	当期に開催の 取締役会出席回数
1	再任 石 橋 知 博 いし ばし とも ひろ	代表取締役社長 社長執行役員	11/11回
2	再任 吉 武 正 憲 よし たけ まさ のり	取締役 執行役員	11/11回
3	新任 安 部 大 介 あ べ だい すけ	執行役員	—
4	再任 社外 独立 林 い づ み はやし	社外取締役	11/11回
5	新任 社外 独立 玉 川 憲 たま がわ けん	—	—
6	新任 社外 独立 ジョ ン ラ ー ゲ リ ン John Lagerling	—	—

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

	企業経営	財務・ 会計	法務・ リスクマネ ジメント	事業戦略・ マーケティ ング	Innovation ・DX	人事・ 組織	グローバル ビジネス	サステナ ビリティ
石 橋 知 博	○			○	○	○	○	○
吉 武 正 憲		○	○			○		
安 部 大 介			○		○		○	○
林 いづみ			○		○	○		○
玉 川 憲	○			○	○		○	
John Lagerling	○			○	○	○	○	

上記は取締役候補者の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

(ご参考)

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企 業 経 営	事業環境が大きく変化する中、中長期的に持続的な成長戦略を策定し、実行するためには、企業経営全般に関する知識・経験・実績が必要である。
財 務 ・ 会 計	正確な財務報告はもちろん、強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値の向上に向けた成長投資の推進と、株主還元の強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における知識・経験が必要である。
法 務 ・ リスクマネジメント	持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するコーポレートガバナンス体制の整備やグローバルな事業展開等を可能とするリスク管理体制構築のためには、法務・リスクマネジメントにおける知識・経験が必要である。
事 業 戦 略 ・ マ ー ケ テ ィ ン グ	持続的な成長及び企業価値向上を図るには、事業環境の変化や、お客様のニーズの変化を的確に捉えたマーケティング活動・営業戦略に関する知識・経験が必要である。
Innovation・DX	経営理念に掲げる「革新的なサービスへの挑戦」の基盤として、AI技術の積極的な活用、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、ITインフラの整備等を通じた生産性向上のために、Innovation・DXにおける知識・経験が必要である。
人 事 ・ 組 織	持続的な成長及び企業価値向上を図るには、多様な人材がそれぞれの強みを発揮し、主体的に働くことができる環境づくりやそのための成長支援などの人材開発が必要不可欠であり、ダイバーシティを含む人事・組織における知識・経験が必要である。
グローバルビジネス	海外事業の領域と規模の拡大を進めるためには、グローバルでの戦略や事業環境等における知識・経験が必要である。
サステナビリティ	「地球の未来も守りたい」というDreamの実現に向け、持続可能な地球環境への貢献は当社の活動の根幹であることから、サステナビリティ分野（特に気候変動関連）における知識・経験が必要である。

候補者番号

1

い し ば し と も ひ ろ

石橋 知博

(1975年3月28日生)

再任

所有する当社の株式数：691,808株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月 日本ヒューレット・パッカード株式会社入社
 2000年10月 当社入社
 2003年8月 当社MOBILEサービスグループリーダー
 2006年12月 株式会社ウィズステーション取締役
 2007年11月 同社代表取締役
 2008年8月 当社取締役（BtoS事業統括主責任者）
 2012年5月 同上（アメリカ販売主責任者）

2014年5月 同上（BtoS事業販売主責任者）
 2016年8月 当社執行役員（モバイル・インターネット気象事業主責任者）
 2020年6月 同上（広報主責任者）
 2020年8月 当社常務取締役
 2021年7月 当社取締役 常務執行役員
 2022年7月 当社取締役 専務執行役員
 2023年6月 当社取締役 副社長執行役員
 2024年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（最高経営責任者）（現任）

候補者とした理由

入社以来従事したBtoS事業における卓越した見識・実績を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備え、アメリカ販売主責任者等のグローバルビジネスの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。
 取締役在任年数：通算14年（本総会終結時）

候補者番号

2

よ し た け ま さ の り

吉武 正憲

(1972年10月14日生)

再任

所有する当社の株式数：83,303株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年7月 当社入社
 2004年6月 当社福岡支社支社長
 2006年12月 株式会社ウィズステーション販売事業本部リーダー
 2011年6月 当社総務部グループリーダー
 2014年8月 当社取締役（総務主責任者）
 2015年8月 同上（経理・財務・総務統括主責任者）

2016年8月 当社常務取締役（最高財務責任者）
 2017年8月 当社取締役 常務執行役員（最高財務責任者）
 2019年6月 当社取締役 常務執行役員
 2019年8月 当社常務取締役
 2024年6月 当社取締役 執行役員（最高財務責任者）（現任）

候補者とした理由

入社以来従事した総務分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、総務部グループリーダー及び経理・財務・総務統括主責任者等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。
 取締役在任年数：12年（本総会終結時）

候補者番号

3

あべ だいすけ

安部 大介

(1970年12月29日生)

新任

所有する当社の株式数：98,912株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年 4 月 当社入社
 2008年10月 当社予報センターグループリーダー
 2011年 9 月 当社運営統括主責任者
 2012年 8 月 当社取締役（運営主責任者）
 2015年 8 月 当社執行役員（運営主責任者）
 2016年 7 月 同上（最高運営責任者）
 2016年 8 月 当社取締役（最高運営責任者）
 2019年 8 月 当社取締役（最高運営責任者）退任

2019年 8 月 当社執行役員（サービス統括主責任者）
 2020年 6 月 当社執行役員（リスク管理責任者）（現任）
 2026年 6 月 当社執行役員（最高サービス責任者）（現任）

候補者とした理由

入社以来従事したサービス運営、開発及びリスクマネジメントにおいて卓越した見識・実績を有し、当社におけるサービス統括主責任者としての実績に鑑み、経営の一角を担うに相応しい人材であると判断し、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

4

はやし

林 いづみ

(1958年 8 月20日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数：0株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月 名古屋地方検察庁検事
 1987年 3 月 弁護士登録（東京弁護士会）
 1987年 3 月 ローガン・高島・根本法律事務所入所
 1993年 3 月 永代総合法律事務所パートナー
 2015年 1 月 桜坂法律事務所パートナー（現任）
 2019年 8 月 当社社外監査役
 2023年 8 月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
 弁護士 桜坂法律事務所パートナー
 日油株式会社 社外取締役
 一橋大学 理事
 株式会社ニフコ 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての長年の経験により培われた、企業法務・知的財産及び企業コンプライアンス等に加え、ダイバーシティ&インクルージョンに関する高い見識を有しており、また2023年8月19日開催の第37期定時株主総会において取締役役に選任されて以降、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していること等から、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、その高い見識や豊富な経験等に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役在任年数：3年（本総会終結時）

候補者番号

5

た ま が わ け ん

玉川 憲

(1976年 1 月10日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数：0株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4 月 日本IBM株式会社 東京基礎研究所
入所
2010年 9 月 アマゾンデータサービスジャパン
(現アマゾンウェブサービス
ジャパン) 入社
2014年11月 株式会社ソラコム設立
代表取締役社長（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社ソラコム 代表取締役社長 CEO
SORACOM CORPORATION, LTD. Director
SORACOM GLOBAL, INC. Director

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

クラウド・IoT分野における事業の創出から成長までを牽引してきた高い見識と豊富な事業経験を有しており、当社の事業戦略やグローバル展開を含む成長戦略の議論等において、独立した立場から業務執行に対する監督機能を発揮していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ジ ョ ン ラ ー ゲ リ ン

John Lagerling

(1976年 7 月19日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数：0株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年 5 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ
モ（現株式会社 NTT ドコモ）
入社
2010年 5 月 Google, Inc (現 Alphabet Inc.)
Senior Director Android
Global
Partnerships
2014年 5 月 Facebook, Inc. (現 Meta
Platforms, Inc.) VP Business
Development, Mobile and
Product Partnerships
2017年 6 月 株式会社メルカリ 執行役員 CBO
2017年 7 月 Digital Domain 3.0 Non
Executive Director

2017年 9 月 株式会社メルカリ 取締役 CBO
Mercari, Inc. CEO
2020年 9 月 株式会社メルカリ上級執行役員
2023年 9 月 同社執行役員 SVP of Global
Strategy (グローバル戦略担当)
兼Mercari, Inc. CEO

(重要な兼職の状況)

Vanka Inc. (Vanka.ai) Co-Founder & CEO
President & Representative Director
Contrail Co., Ltd
Managing Member Los Altos Investment
and Aviation Co., LLC

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

国内外のグローバルIT・プラットフォーム企業における事業開発及び経営の豊富な経験を通じて培ってきた高い見識を有し、当社の事業戦略やグローバル展開を含む成長戦略の議論等において、独立した立場から業務執行に対する監督機能を発揮していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注1) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 林いづみ、玉川憲及びJohn Lagerlingの各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注3) 林いづみ氏の戸籍上の氏名は坂本いづみ氏であります。
- (注4) 当社は、林いづみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者玉川 憲 及び John Lagerlingの各氏が選任された場合は、各氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- (注5) 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年5月31日時点の株式数を記載しており、ウェザーニューズ役員持株会における本人の持分株式数を含んでおります。
- (注6) 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定です。

(参考) 役員の選任基準及び社外役員の独立性の基準

1) 役員の選任基準

当社は、以下の選任基準を勘案のうえ、取締役を選任しております。

1. 適法性
 - 欠格事由のない者
 - 経営の受託者として、善管注意義務・忠実義務を全うできる者
2. 適格性
 - 全人格的に優れ（公正・謙虚・明朗闊達・規律・他者実現・負けっぶりの良さ）、経営者としての資質を有し、当社経営に相応の専念・貢献ができること
 - 当社業務・文化への理解・共感ができること
 - 業務遂行に際し、心身ともに健康であること
3. 専門性・独自性
 - 専門とする分野における突出した実力（能力・知識・経験）と実績を有すること
 - 既成概念に囚われることなく、その本質を見抜き、時には創造的な破壊をもって、再創生できる実力と実績を有すること
4. 独立性・多様性
 - 率直に疑問を呈し、代替案の提案ができる精神的独立性を有すること
 - 支配的あるいは利益相反的な関係者ではないこと

2) 社外役員の独立性の基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社定款の規定に基づき、監査役小山文敬氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

いし ば し ぜ ん い ち ろ う

石橋 善一郎

(1959年10月11日生)

新任 社外 独立

所有する当社の株式数：0株



略歴及び地位（重要な兼職の状況）

1982年 4 月 富士通株式会社 入社
1990年 3 月 株式会社コーポレイト・ディレクション 入社
1991年 8 月 インテル株式会社 入社
2000年 5 月 Intel Corporation（米国本社）製品事業部コントローラー
2002年10月 インテル株式会社 日本法人 CFO
2005年12月 株式会社 D&M ホールディングス 執行役 CFO

2007年11月 日本トイザラス株式会社 代表取締役副社長 兼 CFO
2016年10月 日本マクドナルド株式会社 上級執行役員 CFO 代理
2025年 4 月 千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 教授（現任）

（重要な兼職の状況）
千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 教授

社外監査役候補者とした理由

国内外の企業における最高財務責任者等としての長年の経験により培われた、財務・会計及び企業経営に関する高い見識を有しており、これらの経験や知見を活かし、客観的・独立的な立場から当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに社外監査役候補者となりました。

（注1）石橋善一郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

（注2）同氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（注3）同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

（注4）当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

(ご参考) 当社取締役会の構成について

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合、本総会後における当社取締役会の構成は、下表のとおり、業務執行取締役に対する監督・監視の役割を担う社外取締役及び監査役（非業務執行役員）の割合は9名中6名、社外役員の割合は9名中5名となる予定であり、取締役会における多角的かつ十分な検討と意思決定の客観性を確保しております。

候補者番号			氏 名	地 位
取締役会出席者	取締役	第2号議案	1 石 橋 知 博	代表取締役社長
			2 吉 武 正 憲	取 締 役
			3 安 部 大 介 新任	取 締 役
			4 林 いづみ 社外 独立 非執行	取 締 役
			5 玉 川 憲 新任 社外 独立 非執行	取 締 役
			6 John Lagerling 新任 社外 独立 非執行	取 締 役
	監査役		杉 野 保 志 非執行	常 勤 監 査 役
			戸 田 綾 美 社外 独立 非執行	監 査 役
		第3号議案	石 橋 善一郎 新任 社外 独立 非執行	監 査 役

(注) 新任：新任役員 社外：社外役員 独立：独立役員 非執行：非業務執行役員

第4号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新の件

当社は、2008年8月10日開催の第22期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、直近では2023年8月19日開催の第37期定時株主総会において、当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（当該更新により導入された当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、以下「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、2026年8月に開催いたします第40期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2026年7月23日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部変更した上で更新すること（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株券等の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）を以下「本プラン」といいます。）を、独立社外取締役3名を含む取締役の全員一致により決議いたしましたので、本定時株主総会でのご承認をお願いするものであります。

旧プランからの主な変更点等は、以下のとおりです。

- ・対象となる買付等（下記3.2）(2)①において定義されます。）として、当社の特定の株主と他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為を明記し、そのような共同協調行為等の認定基準を策定いたしました。
- ・その他、本プランがより分かりやすいものとなるよう、所定の文言につき表現を修正いたしました。

本更新を決定した取締役会において、独立社外監査役2名を含む当社監査役3名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、本更新に賛同する旨の意見を述べております。

なお、現時点で、当社が特定の第三者から当社株券等の大量取得行為を行う旨の提案等を受けている事実はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。当社では、株式の上場に際して、市場には短期、中長期のスタンスや様々な目的の投資家が存在することがあり得ると理解しております。言うまでもなく、上場会社で

ある当社の株券等（下記3.2）(2)①a.において定義されます。以下同じとします。）については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量取得行為の提案又はこれに類似する行為があった場合に、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

したがって、当社は、当社の株券等について大量取得行為がなされる場合に、それが当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

当社は、気象や気候に関する情報はサポーターの生命や財産に関与する極めて重要な情報であると認識しており、このような重要な情報を取り扱う企業体としてふさわしいガバナンス、透明性（Transparency）等を追求することが、上場することの大きな意義であると認識しています。当社は、市場においてもこの上場の意義等が理解されることを期待しており、市場をはじめ社会全般において理解いただけるよう事業運営に取り組んでいます。

他方で、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ていない株券等の大量取得行為の提案又はこれに類似する行為（いわゆる同意なき買収）が実施される事例が見られるようになっております。そして、かかる株券等の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社の経営理念は、「サポーター価値創造」（当社では、当社がサービスを提供し、当社を支持していただいている企業及び個人をサポーターと呼びます。）です。この経営理念は様々な企業価値の源泉から成り立っており、この点に関する理解がなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上させることはできないと考えております。したがって、当社の株券等の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社としては、このような当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中長期にわたり企業価値を持続・発展させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上の

ために最優先されるべき課題であると考え、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、当社の中期ビジョン、並びに中期経営計画等の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、さらに、業績に応じた株主の皆様に対する利益還元を従前どおり進めてまいり所存です。これらの取組みの実施を通じて、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社の株券等の大量取得行為は困難になるものと考えられます。

したがって、これらの取組みは、上記1.記載の基本方針に資するものであると考えております。

当社の経営方針について

世界では、自然災害により毎年何万人もの命が失われ、様々な産業において多大な経済的損失も生じています。また、地球温暖化が原因とも言われる急激な気候変動により、私たちが経験したことがない気象、気候変動による世界中の経済活動や生活への影響が増大すると言われてしています。こうした状況に対応するためには、公的機関だけではなく真に利用者側に立った民間のサービスが必要不可欠です。

当社では、民間の気象情報会社として「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢を掲げ、気象情報を社会や経済活動を支える不可欠な社会基盤（インフラ）であると捉え、世界中のあらゆる企業、個人の生命、財産に対するリスクを軽減し、ソリューションの提供などを通じた顧客の事業の効率化・最適化の機会の増大を実現する気象サービスを目指しております。

(1) 経営理念と価値創造の源泉

当社は、1986年、あらゆる分野の企業、個人に気象サービスを提供することを目的に創立されました。その後、サポーターとともに創り出してきた気象コンテンツサービスは、世界中の企業、個人に支持されてきました。「サポーター価値創造」という経営理念を実践し続ける当社の企業価値の源泉は、以下に記載の各事項であると認識しております。

① 気象・環境市場を創造し続ける人材、企業文化

当社は、創立以来、気象予測の提供に留まらず、顧客の潜在ニーズを掘り起こしてリスク軽減と機会創出を図る「リスクコミュニケーション」を提唱してまいりました。現在は「Data」「Forecast」「Community」を循環させる独自の価値創造サイクル（Trinity Loop）を核とし、最新のAI技術や世界中の気象データを融合させた非連続なサービスの高度化を推進しております。

人材面では、一人ひとりの夢と会社の成長を同期させる人材戦略「Weather HR」を展開しております。これは、日々ダイナミックに変化する気象のように、時々々の状況に応じて柔軟に人材を育成・配置する方針に基づくものです。客観的な評価プロセスの構築や自律的な学習環境の整備により、スタッフが最大限に能力を発揮できる環境を整えております。

さらに、多様なバックグラウンドを持つメンバーが活躍するグローバルな組織において、ダイバーシテ

ィを深く尊重しています。気象の急変など迅速な対応が求められる局面においても、スタッフ同士が現場発で臨機応変に互いを支え合う気風を徹底し、サステナブルに進化し続ける強固な企業文化を当社の価値の源泉としております。

② 世界最高品質の予報精度とデータベースを継続的・安定的に提供する仕組みの構築

当社は、創業以来40年以上にわたり、グローバルベースでの観測・予測データを基に、変化し続ける気象リスクに対して一人ひとりが必要とする最適な情報を、24時間365日いつでも途切れることなく提供し続けてまいりました。具体的には、世界中の公的気象データに加え、サポーターとの共信（コミュニティ）からリアルタイムに寄せられる膨大なリポートを集約し、世界最大級の気象データベースを構築しております。現在は、これらのビッグデータに最先端のAI技術を融合させた独自の数値予測システムや高度なAI予測システムを軸に、高付加価値な情報を継続的かつ安定的に配信する仕組みを確立し、日本国内における予報精度No.1を実現しております。

これらの強固なデータ基盤と高度なAIテクノロジーの連携により、いつでも、どこにいても確実に受け取れる信頼のインフラとして、世界中へ最新の気象・気候情報を安定的に届けています。さらに単なる気象情報や予報の提供に留まらず、そこから予測される気象・気候に関する高度なニュース発信にも注力し、社会の安心・安全や企業意思決定に貢献する情報発信力を強化しております。

③ 世界中のサポーターと築かれた信頼関係

当社は、グローバルに展開する2,800社以上の企業サポーターへのサービスや、スマートフォンアプリの5,000万を超えるダウンロード等を通じた個人サポーターとの強固なネットワークを構築しております。特に企業サポーターに対しては、それぞれの業務への影響について密に情報交換を行い、潜在ニーズに基づく新たな価値を共に創りあげることで深い信頼関係を築いております。

また、個人サポーターからリアルタイムに寄せられるリポート（感測データ）と最先端のAI技術を融合させるなど、送り手と受け手の立場を超えて新しい気象コンテンツを共創する強い関係性を確立しております。

④ ①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド力

当社は、上記①～③を一貫して追求してきた企業文化、人材、サービスにより、公的機関では実現できなかった民間気象サービスの代名詞として独自のブランドを40年以上にわたり築いております。また、③の価値共創を通じて、サポーターとの間で単なるブランド認知を超えた強固な信頼関係を築いております。

(2) 中期ビジョン及び中期経営計画について

当社は、経営理念と価値創造の源泉に基づき、中期ビジョン及び中期経営計画等の事業計画を策定・推進しております。詳細は当社ホームページをご覧ください。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/management/plan>

(3) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、事業環境の変化にいち早く対応するとともに、社会的に公正な企業活動に努めるべく、コーポレートガバナンス基本方針を策定しております。同方針の内容については、当社ホームページをご覧ください。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/management/governance>

(4) 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は、「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢と事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向し、中長期的な株主サポーターの拡大を目指しております。利益配分につきましては、経営理念である「高貢献、高収益、高分配」を基本としております。次なる飛躍に向けた戦略的事業投資を優先しつつ、株主の皆様への長期安定的な還元として「累進配当」を基本方針に掲げ、最適な自己資本水準や利益状況等を総合的に考慮して決定いたします。また、事業環境や資本効率に応じて、機動的な株主還元も追加で検討してまいります。

当社は、これらの取組みを鋭意発展させることにより、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保と、更なる向上に努めてまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本更新の目的

本更新は、上記1.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われるものです。

当社取締役会は、当社の株券等に対する大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買収者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

なお、2026年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の22.21%（当社の有する自己株式の数を控除して計算しております。）は、当社取締役及びその関係者（以下「当社取締役等」といいます。詳細については、別紙1(注4)をご参照ください。）によって保有されております。

しかしながら、当社の株主の分布状況は個人の株主を中心に広範にわたっており、上場会社である当社の株式には流動性があります。さらに、現時点において具体的に決定又は検討しているものではありませんが、将来において当社の研究開発、販売や運営強化のための投資等のために、株式の新規発行等の手段により資本市場における資金調達を実施することも考えられ、このような資本市場における資金調達が行われた場合には、当社取締役等の持株比率が低下し当社の株式の流動性が増す可能性があります。

さらに、昨今の株券等の大量取得行為に関連する事例等を勘案いたしますと、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する当社の株券等の大量取得行為が行われる可能性も否定できないものと考えており、これに対する十分な備えが重要であると考えます。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本更新を決定いたしました。

2) 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりです。本プランに関する手続の流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

(1) 本プランの概要

① 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり買付者等との交渉等を行っ

ていったりするための手続を定めています（詳細については、下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

なお、買付者等は、本プランに係る手続の開始後、(i)取締役会検討期間（下記(2)③a.において定義されます。以下同じとします。）が終了するまでの間、又は、(ii)取締役会において株主意思確認手続（下記③において定義されます。）の実施が決議された場合には、同手続が完了するまでの間、買付等を開始することができないものとします。

② 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合等、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に記載するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点における全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。

③ 取締役の恣意的判断を排除するための株主意思確認手続、独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、取締役の恣意的判断を排除するため、対象となる買付等が本プランに定める手続を遵守しないものである場合（下記(3)①に定める場合）又は濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（下記(3)②に掲げる5つの場合に限ります。）を除き、①株主意思確認総会における株主投票により株主の皆様のご意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）を実施することとしています。また、対象となる買付等が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合であっても、②独立委員会規則（別紙2「独立委員会規則」をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経る手続を実施することとしています。その上で、当社取締役会は、株主意思確認手続の結果に従い、又は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。また、いずれの場合においても適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本更新当初の独立委員会は、いずれも当社から独立した社外取締役3名及び社外監査役2名の計5名により構成される予定です。委員の氏名及び略歴は、別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです（独立委員会委員の選任基準、独立委員会の決議要件及び決議事項については、別紙2「独立委員会規則」をご参照ください。）。

④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使されたとき、又は、当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付されたときには、当該買付者等の有する当社の議決権割合は一定程度希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる買付等

本プランは、以下のa.からc.に該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（但し、当社取締役会が予め承認したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- a. 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付けその他の取得
- b. 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- c. 上記a.又はb.に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主（その共同保有者[8]又は特別関係者も含みます。）と当社の他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる場合において、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は、当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（※1）を樹立する行為（※2）

※1 このような関係が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去における、資本関係、業務提携関係その他の契約関係、役員兼任関係（法令上の役職に限りません）、資金提供・信用供与の関係、当社株券等の買付けの数量・時期その他の状況、当社株券等に係る議決権行使その他の株主権の行使の状況、当社株券等の貸株等を通じた利害関係の状況、親族関係や他のコミュニティにおける人的関係、他の上場企業の株券等の取得又は当該株券等に係る株主権行使の状況、その他当該特定の株主と当該他の株主との間に意思の連絡があることを窺わせる直接又は間接の事実等に基づき、判断するものとします。

※2 上記c.に規定される行為がなされたか否かは、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で判断するものとします。当社取締役会は、上記c.に定める要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲内において、当該特定の株主及び当該他の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 買付者等に対する情報提供の要請

買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社は、本プランに基づく買付説明書が提出された場合、その旨を速やかに情報開示します。当社取締役会は、買付者等から受領した買付説明書に記載された情報では、当該買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報として追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合には、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。但し、取締役会は、本プランに従って買付者等から買付説明書を受領した日から60日間（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）に限り、かかる追加の情報提供を求めることができるものとします。なお、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、又は、当該買付等の内容及び態様等に照らして合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（当該延長は一度に限るものとします。）。

- a. 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたりしたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、並びに、買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- b. 買付等の目的、方法及び内容（買付等の適法性に関する専門家意見を含みます。）
- c. 買付等に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- d. 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- e. 買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
- f. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- g. 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- h. 買付等の後における当社の従業員、顧客、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
- i. 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- j. 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性
- k. 重要提案行為等[9]を行うことを買付等の目的とする場合、又は買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- l. 買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及び内容
- m. 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- n. 買付等に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- o. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定める手続を遵守せずに買付等を開始した場合には、引き続き買付説明書及び追加的に提供を求めた本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

③ 取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・意見形成

a. 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、買付者等からの本必要情報（追加的に提供を要請した本必要情報も含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、又は、仮に本必要情報の提供が十分でなかったとしても情報提供

要請期間が満了した場合には、最長60日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉及び意見形成のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として設定します。但し、下記⑥に定める手続に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合において、独立委員会が取締役会検討期間内に下記⑥b.記載の勧告を行うに至らないこと、又は勧告に至ったがこれを受けて取締役会が検討を行う十分な期間がないこと等、当社取締役会が取締役会検討期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。但し、再延長は1回に限るものとし、再延長の期間は最長30日間とします。）。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時適切に情報開示を行います。

買付者等は、下記⑥に定める手続に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合には、この取締役会検討期間の経過後においてのみ、買付等を開始することができるものとし、また、株主意思確認手続が実施される場合においては、同手続が完了した後においてのみ、買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該買付者等及び当該買付等の具体的内容並びに当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討します。また、必要に応じて、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

b. 株主意思確認手続の選択又は独立委員会への諮問手続

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか、又は、独立委員会に諮問するかについて決議するものとします。当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合には、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。なお、当社取締役会が、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間を設定した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示

を行います。

④ 従業員、顧客及び取引先からの意見聴取

当社取締役会は、上記③a.記載の取締役会検討期間において、当社の従業員、顧客及び取引先から、買付等に関する意見を聴取し、その意見を取りまとめ、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を評価・検討します。当社取締役会は、当社の従業員、顧客及び取引先の意見の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑤ 株主意思確認手続

a. 株主意思確認手続の実施等

上記③b.に定める手続に従い、当社取締役会は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると判断した場合には、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施について、株主意思確認手続を実施するものとします。株主意思確認手続としては、当社の通常の株主総会に関する手続に準じて株主意思確認総会における株主投票（書面投票を含みます。）を実施します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思確認手続を行う場合又はその可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、公告いたします。株主意思確認手続において投票権を行使することができる株主の皆様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。また、株主意思確認総会における投票では、当社の通常の株主総会における特別決議に準じて賛否を決するものとします。

b. 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役会検討期間の終了の前後を問わず、株主意思確認手続が完了した場合には、株主意思確認手続の結果に従って、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続の結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 独立委員会の設置及び諮問等の手続

a. 独立委員会の設置

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、別紙2「独立委員会規則」に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することとします。本更新当初の独立委員会の委員は、いずれも当社から独立した社外取締役又は社外監査役のみが就任する予定であり、その氏名及び略歴は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりとなります。

当社取締役会は、上記③b.に定める手続に従い買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合、独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問することがあります。この場合には、独立委員会は、当社取締役会から買付者等の買付説明書及び買付者等から追加的に提出された本必要情報（もしあれば）の提供を受けるのみならず、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。但し、取締役会検討期間内に要請する場合には、当該期間内に限られます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

b. 独立委員会の勧告

上記③b.に定める手続に従い当社取締役会が独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問した場合には、独立委員会は、取締役会検討期間終了までに、又は、上記②記載のとおり、当社取締役会が取締役会検討期間を設定せずに、適宜、勧告等の期限を定めた場合は、当該期限までに、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)から(iv)に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告を行った事実及びその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

(i) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①若しくは②に定める要件のいずれかに該当する、又は該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間、（本新株予約権の無償割当ての効力発生時前においては）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（本新株予約権の無償割当ての効力発生時以後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件の①及び②のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと認められることとなった場合

(ii) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められない場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①若しくは②に定める要件のいずれにも該当しないか、又は、該当するとしても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、取締役会検討期間の終了までに、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①又は②に定める要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについての新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(iii) 株主意思確認手続の実施を勧告する場合

独立委員会は、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①又は②に定める要件のいずれかに該

当することが客観的に明らかであるとは認められない場合において、本新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思を確認することが適切であると判断するときには、当社取締役会に対して、株主意思確認手続を実施することを勧告します。

(iv)取締役会検討期間の延長を勧告する場合

独立委員会が、当初の取締役会検討期間の終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等が必要とされる合理的な範囲内（最長30日間（初日不算入））で、取締役会検討期間の延長を勧告することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。但し、再延長は1回に限るものとし、再延長の期間は最長30日間とします。）。上記延長の決議に基づく勧告を最大限尊重して、当社取締役会により取締役会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

c. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（株主意思確認手続の実施、本新株予約権の無償割当ての中止等を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

d. 情報開示

当社取締役会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する旨を決議した事実及びその理由、当社取締役会が独立委員会に代替案（もしあれば）を提示した事実（必要に応じて当該代替案の内容を含みます。）、独立委員会の勧告の内容、又は当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った事実その他の情報のうち当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、株主意思確認手続の結果に従い、又は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てを実施するものとします。但し、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当する、又は、該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存する場合でない限り、株主意思確認手続を経ずに本新株予約権の無償割当てを実施しないものとします。

①上記(2)「本プランに係る手続」に定める情報提供、取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

②当該買付等が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（下記(i)及び(ii)に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。)

(i)極めて狭い範囲でしか適用されないが、下記のいずれかに該当する、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

a. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ当社の株価をつり上げて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行う場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収を行う場合

c. 会社経営を支配した後に、当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収を行う場合

d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的で買収を行う場合

(ii)極めて狭い範囲でしか適用されないが、買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無

償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。)に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その所有する当社株式(但し、同時点において当社の有する自己株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日(かかる行使期間の初日を、以下「行使期間開始日」といいます。)とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者[10]、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者[11]、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)から(IV)までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)から(V)までに該当する者の関連者[12](I)から(VI)までに該当する者を以下「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新

株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- a. 当社は、上記(2)⑥b.(i)(イ)及び(ロ)の場合は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- b. 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入されるものとします。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

(6) 法令の新設又は改廃による修正

本プランで引用する法令の規定は、2026年7月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主の皆様等への影響

1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、行使期間内に、金銭の払込みその他下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、当該手続を行わなかった株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的価値が希釈化されることになります。また、当社は、下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化は生じませんので、権利確定日以降に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡には当社取締役会の承認を要することとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る権利確定日以降、本新株予約権の取得又は行使の結果として、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含むもの）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることになります。

(2) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2) 本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本プランが、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又

は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」、並びに、株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日に改定を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収への対応方針に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の買収への対応方針の導入に係る諸規則を全て充足しております。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記3.2) (2)⑤「株主意思確認手続」記載のとおり、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、上記3.2) (3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は上記3.2) (3)②のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施についても株主意思確認手続を経ることとしており、株主の皆様の意思を確認することができます。

また、上記3.2) (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、又は株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.2) (2)「本プランに係る手続」記載のとおり、上記3.2) (2)⑤「株主意思確認手続」にて記載した株主意思確認手続を行う場合を除き、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく毀損するおそれがあるか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する観点から本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.2) (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動できないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家等の意見の取得

買付者等が出現し、取締役会から諮問を受けた場合、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) 当社取締役の任期が1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであることから、毎年の取締役の選任を通じて本プランについての株主の皆様の意思を反映することが可能となる仕組みを確保しているものといえます。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記3.2) (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

以 上

[1]金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

[2]金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

[3]金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

[4]金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。bにおいて同じとします。

[5]金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

[6]金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

[7]金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

[8]金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下

同じとします。

[9]金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

[10]「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

[11]「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第2項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

[12]ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

当社の大株主の状況

(2026年5月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数 (株)	出資比率 (%)
一般財団法人WNI気象文化創造センター	6,800,000	15.31
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	6,800,000	15.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,780,600	6.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,741,400	3.92
ウェザーニューズ社員サポーター持株会	1,704,608	3.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,577,700	3.55
石橋 忍子	1,415,200	3.19
日本生命保険相互会社	800,000	1.80
石橋 知博	691,800	1.56
石橋 伸一	518,800	1.17

当社取締役の株式保有状況

(2026年5月31日現在)

取 締 役 名	当 社 へ の 出 資 状 況			
	所有株式数 (株)			出資比率 (%)
	個人名義	役員持株会	合 計	
草 開 千 仁	348,400	6,256	354,656	0.80
石 橋 知 博	691,800	8	691,808	1.56
吉 武 正 憲	82,400	903	83,303	0.19
村 木 茂	4,000	－	4,000	0.01
秋 元 征 紘	－	－	－	－
林 い づ み	－	－	－	－
合 計	1,126,600	7,167	1,133,767	2.55

当社の大株主の状況及び当社取締役の株式保有状況に関する注記

(注1) 当社は、自己株式を2,955,814株保有しておりますが、上記には含めておりません。

(注2) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の持株数は、全て信託業務に係る株式であります。

(注4) 本文中の「当社取締役等」は、上記において大株主として記載している株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート、石橋忍子、石橋伸一に、当社取締役として記載している草開千仁、石橋知博、吉武正憲、村木茂、秋元征紘、林いづみの6名を加えた9名をいいます。

以上

独立委員会規則

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合、当該諮問の内容に応じて、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
- ②株主意思確認手続の実施
- ③本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ①買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ②買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③買付者等との協議・交渉
 - ④当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要請及びこれらの検討
 - ⑤取締役会検討期間の延長の決定
 - ⑥本プランの修正又は変更の承認
 - ⑦その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

⑨上記①から⑧までについての当社取締役会を通じた情報開示

- ・独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要請することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の5名となる予定です。

林 いづみ (はやし いづみ)

【略 歴】

1958年 8 月20日生

1986年 4 月

名古屋地方検察庁検事

1987年 3 月

弁護士登録 (東京弁護士会)

1987年 3 月

ローガン・高島・根本法律事務所 入所

1993年 3 月

永代総合法律事務所パートナー

2015年 1 月

桜坂法律事務所パートナー (現任)

2019年 8 月

当社監査役 (社外・独立役員)

2023年 8 月

当社取締役 (社外・独立役員) (現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士 桜坂法律事務所パートナー

日油株式会社 取締役 (社外)

一橋大学 理事

株式会社ニフコ 取締役 (社外・監査等委員)

玉川 憲（たまがわ けん）新規内定

【略 歴】

1976年 1 月10日生

2000年 4 月

日本IBM株式会社 東京基礎研究所 入所

2010年 9 月

アマゾンデータサービスジャパン（現アマゾンウェブサービスジャパン）
入社

2014年11月

株式会社ソラコム設立 代表取締役社長就任（現任）

2026年 8 月（予定）

当社取締役（社外・独立役員）

（重要な兼職の状況）

株式会社ソラコム 代表取締役社長 CEO
SORACOM CORPORATION, LTD. Director
SORACOM GLOBAL, INC. Director

John Lagerling（ジョン ラーゲリン）新規内定

【略 歴】

1976年 7 月19日生

2002年 5 月

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）入社

2010年 5 月

Google, Inc（現Alphabet Inc.）Senior Director Android Global Partnerships

2014年 5 月

Facebook, Inc.（現Meta Platforms, Inc.）VP Business Development, Mobile and Product Partnerships

2017年 6 月

株式会社メルカリ 執行役員CBO

2017年 7 月

Digital Domain 3.0 Non Executive Director

2017年 9 月

株式会社メルカリ 取締役CBO

2017年 9 月

Mercari, Inc. CEO

2020年 9 月

株式会社メルカリ上級執行役員

2023年 9 月

同社執行役員 SVP of Global Strategy（グローバル戦略担当）兼
Mercari, Inc. CEO

2026年 8 月（予定）

当社取締役（社外・独立役員）

（重要な兼職の状況）

Vanka Inc. (Vanka.ai) Co-Founder & CEO
President & Representative Director Contrail Co., Ltd.
Managing Member Los Altos Investment and Aviation Co., LLC

戸田 綾美（とだ あやみ）

【略 歴】

1963年11月 3 日生

1991年 4 月

弁護士登録（第二東京弁護士会）

東京共同法律事務所 入所（1992年4月 パートナー）

2012年 1 月

東京神谷町綜合法律事務所 パートナー（現任）

2021年 4 月

白鷗大学法学部教授（現任）

2023年 4 月

日本弁護士連合会副会長

2023年 8 月

当社監査役（社外・独立役員）（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士 東京神谷町綜合法律事務所 パートナー

石橋 善一郎（いしばし ぜんいちろう）新規内定

【略 歴】

1959年10月11日生

1982年 4 月 富士通株式会社 入社

1990年 3 月 株式会社コーポレート・ディレクション 入社

1991年 8 月 インテル株式会社 入社

2000年 5 月 Intel Corporation（米国本社）製品事業部コントローラー

2002年10月 インテル株式会社 日本法人 CFO

2005年12月 株式会社 D&M ホールディングス 執行役 CFO

2007年11月 日本トイザらス株式会社 代表取締役副社長 兼 CFO

2016年10月 日本マクドナルド株式会社 上級執行役員 CFO 代理

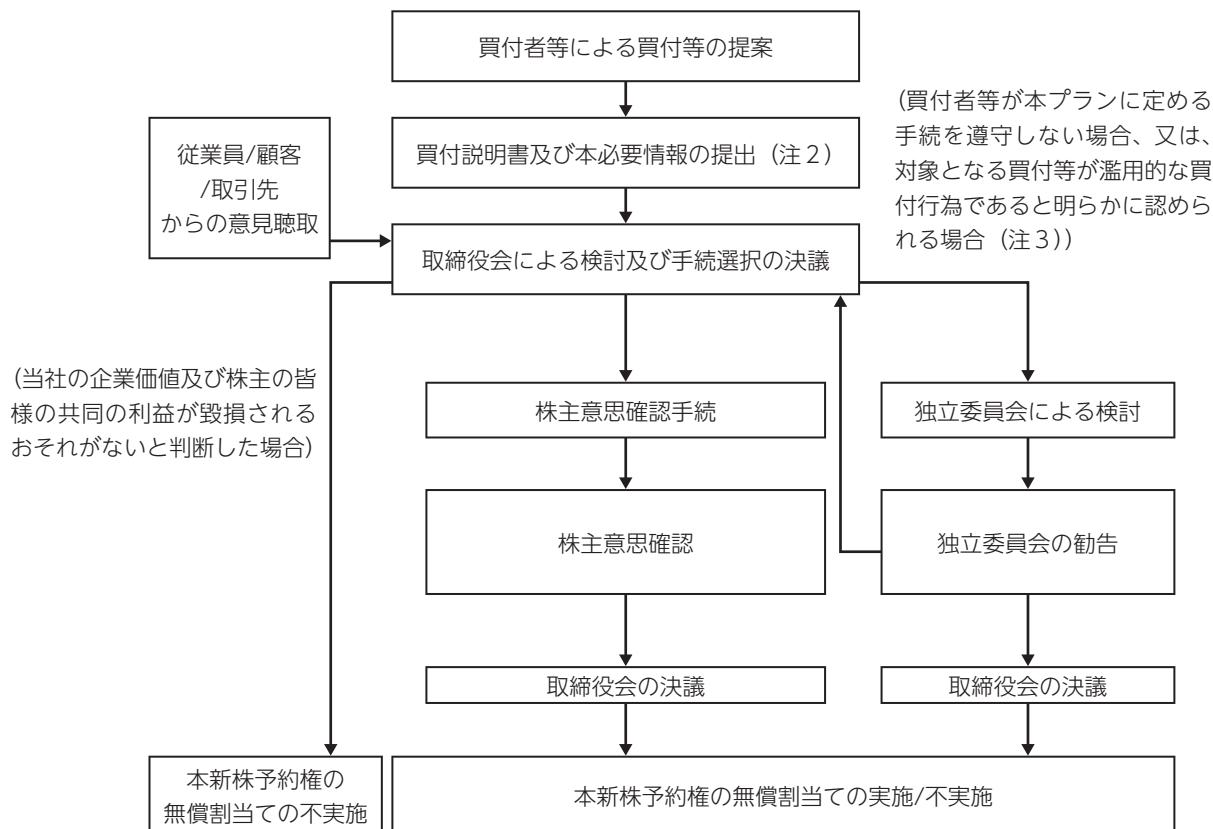
2025年 4 月 千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 教授（現任）

2026年 8 月（予定） 当社監査役（社外・独立役員）

（重要な兼職の状況） 千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 教授

以 上

フローチャート（注１）



（注１）本フローチャートは本プランの概要を説明するものであるため、本プランの詳細については、必ず本文をご参照ください。

（注２）買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定める手続を遵守せずに買付等を開始した場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

（注３）本文3.2)(3)②に該当することが客観的に明らかである場合に限りです。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

事業報告

(自 2025年6月1日)
(至 2026年5月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 経営環境

当社は「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」というDreamの実現に向けて気象・気候ビジネスを営んでいます。法人向け及び個人向けにサービスを展開しており、法人向けは陸・海・空のそれぞれの領域におけるインフラ企業をはじめとした様々な企業に、個人向けはアプリ・各メディアのプラットフォームを通じて一般のお客様に気象サービスを提供しています。

法人向け事業のSea Domainはグローバルに展開しており、国や地域をまたぐ大型船舶の長期航海のサポートが主なサービスとなっています。また、Sky Domainは日本やアジアを中心としたエアライン・ヘリコプター市場向けに航空気象サービスを展開しています。Land Domain、及び個人向け事業であるInternet Domainは主に日本国内で展開しており、Land Domainは道路、鉄道といったインフラ企業をはじめとした様々な業種にサービスを提供しており、Internet Domainは自社アプリ「ウェザーニュース」のサブスクリプションサービス売上並びに広告収入で構成されています。

当期は中期経営計画(2023-2025)の最終年度として、重点施策である「SaaSモデルによる新たな顧客層の開拓」「データ分析から始まる新たなAI型運営モデルの確立」が順調に進捗しました。その結果、連結売上高は24,479百万円（前期比4.1%増）となりました。ドメイン別売上高及び地域別売上高は次ページをご参照ください。

費用面では、AIサービスの研究開発とプロダクト化の推進に伴い通信費及び気象データ費が増加しました。一方、AI活用で法人向け事業の運営効率化が進み、前期初から累計で15,300時間/月の業務時間の削減を実現したことで、人件費が前期比で減少しました。

その結果、営業利益は5,244百万円（前期比16.1%増）、経常利益は5,456百万円（前期比22.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,806百万円（前期比22.2%増）となりました。

② 事業別の状況

事業領域		前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日) (百万円)	増減率 (%)
	Sea	6,139	6,324	3.0
	Sky	1,319	1,523	15.5
	Land	6,749	7,111	5.4
	Internet	8,281	8,594	3.8
	ストック売上 合計	22,490	23,554	4.7
	フロー売上	1,015	925	△8.9
	総 計	23,505	24,479	4.1

(注) スtock売上：サービス提供の対価として継続的に発生する売上

フロー売上：一時的な調査やシステム販売による売上

(参考) 地域別売上高

地域区分		前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日) (百万円)	増減率 (%)
	日本	17,713	18,443	4.1
	アジア	3,138	3,272	4.3
	欧州	2,263	2,512	11.0
	米州	390	250	△35.7
	合 計	23,505	24,479	4.1

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は189百万円（前期261百万円）となりました。

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、価値創造サービスを実現するためのインフラへの投資、事業継続のための更新投資などです。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの所要資金は自己資金にて対応しました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑨ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループでは、自社のミッション（Dream）に基づき、中期ビジョン、並びに中期経営計画等の事業計画を策定・推進しております。

＜中期経営計画（2023年6月～2026年5月）重点施策の主な進捗＞

■SaaS型ビジネスモデルへの転換：

各Domainにてスケーラブルな形のプロダクトをリリースし、Land Domainでは新市場の開拓が進みました。

■新たなAI型運営モデルの確立：

サービスオペレーションの領域においてAI活用を推進し、累計の運営時間15,300時間/月を削減しました。

これら生産性向上の成果として、中期経営計画で掲げた「利益体質化」が順調に進捗いたしました。この利益率を維持しながら、事業規模の拡大とトップラインの飛躍的な成長に取り組むことが次なる課題であると認識しております。

＜中期ビジョン2026の策定＞

気候変動に伴う自然災害の激甚化やそれに伴う経済損失が世界的に拡大する中、世界の気象ビジネス市場において、当社グループが提供できる価値や貢献余地は依然として大きいと認識しております。気象情報を社会や経済活動を支える不可欠な社会基盤（インフラ）であると捉え、当社グル

ープは事業規模の拡大を通じて、地球規模の気象課題の解決に対する貢献度を飛躍的に高めていくことが社会的使命であると考えております。

このような事業環境及び課題認識を踏まえ、当社グループは2026年7月に新たな「中期ビジョン2026」を策定いたしました。本ビジョンでは、「AI技術との融合による全社変革」、「創業以来培ってきた強みの有機的な結合によるグローバル成長モデル」、及び「これらを実現するための資本戦略」を3つの柱に据えております。

■AI Fusion Companyへの進化と全社変革

- ・プロダクト、予報モデル、オペレーション全てをAI前提で再定義
- ・全スタッフがAI融合型の気象プロフェッショナル集団へ進化

■当社独自の成長モデルの確立とグローバル展開

- ・顧客基盤×ドメイン×提供チャネルの相乗効果で価値を増幅しグローバル展開を加速

■「蓄積」から「循環」へ、成長投資と還元を加速する資本戦略

- ・盤石な財務基盤を背景に、AI基盤や人材への戦略的投資と株主還元を加速

詳細は当社ウェブサイト掲載の資料をご覧ください。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/management/plan/>

<目標とする経営指標>

当社グループは、持続的な企業価値向上のため、売上高（及びその成長率）、売上総利益率を主要な経営指標として位置づけております。成長市場である気象コンテンツ市場において、継続的な売上（ストック売上）が発生するサービスの拡販を進めることで、売上高の成長と高い収益性を両立できると考えております。

前中期経営計画において目標に掲げた「営業利益率20%以上、ROE15%以上」を達成し、利益体質化のフェーズが完了したことを踏まえ、新たに策定した中期ビジョン2026では事業拡大を牽引する目標数値を設定いたしました。AI化の成果指標として「売上総利益率60%以上」の実現を目指すとともに、売上高においては、3年後における前期比売上高成長率10%以上の達成を目標とし、以降も同水準以上の持続的かつ加速的な成長を目指してまいります。

⑩ 今後の見通し

売上面では、各Domainでの成長を見込んでいます。

Sea DomainではSeaNavigatorを軸とした高付加価値サービスの拡販、Sky Domainではアジア航空市場でのSkyAviatorsの拡販、Land Domainでは広告投資とカスタマーサクセス機能の強化によるコアプロダクト群の拡販、Internet Domainでは継続的な広告投資で国内No. 1 アプリのポジションを強化し、広告収入の伸長を計画しています。

投資面では、予報技術・サービス運営・プロダクト開発のAI化への投資、世界各国の気象データ及び事業価値を高める気象以外のデータ取得への投資、及び各Domainにおける広告投資を含むマーケティング投資を計画しています。

これらの結果により、2027年5月期は、売上高25,800百万円、営業利益5,400百万円、経常利益5,500百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,850百万円と見込んでいます。なお、為替レートは1米ドル150円を前提としています。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (2023年5月期)	第 38 期 (2024年5月期)	第 39 期 (2025年5月期)	第 40 期 (2026年5月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	21,114	22,242	23,505	24,479
営 業 利 益 (百万円)	3,256	3,270	4,517	5,244
経 常 利 益 (百万円)	3,284	3,341	4,468	5,456
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,398	2,437	3,115	3,806
純 資 産 (百万円)	18,400	19,788	21,545	23,893
総 資 産 (百万円)	20,979	23,058	25,757	28,259
1 株 当 た り 純 資 産	415円31銭	445円90銭	485円20銭	537円37銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	54円41銭	55円21銭	70円38銭	85円76銭
自己(株主)資本利益率 (%)	13.7	12.8	15.1	16.8

(注) 当社は、2024年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
WEATHERNEWS AMERICA INC.	81,644 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS U.K. LTD.	272 英ポンド	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Benelux B.V.	180,000 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews France SAS	3,607,059 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED	1,594 千香港ドル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Korea Inc.	600,000 千韓国ウォン	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Shanghai Co, Ltd. 緯哲紐咨信息咨询（上海）有限公司	140,000 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS TAIWAN LTD. 緯哲氣象股份有限公司	10,000 千台湾ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS SINGAPORE PTE. LTD.	620,002 シンガポールドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS (THAILAND) CO., LTD.	4,000 千タイバーツ	49.0%	総合気象情報サービス

(注) WEATHERNEWS (THAILAND) CO., LTD.は、持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

③ 主要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

「船乗りの命を守りたい」という熱い想いで始まった気象サービスの市場は現在では陸・海・空・インターネットの4つの事業領域（Domain）が世界約50カ国まで展開し、お客さまへ24時間365日サービスを提供しています。

Domain	主な市場	サービス内容
Sea	大型船舶	安全運航や効率的な燃料消費を支援する最適航路推薦OSRサービスなどを世界の外航船に提供
	港湾	安全で効率的な港湾・海上作業と沿岸航海をきめ細かい対応策情報で支援
Sky	飛行機	航空機運航の安全性・経済性・快適性確保について、事前計画からフライト中までサポート
	ヘリコプター	ドクターヘリなど緊急出動を要されるフライトに対して運航可否判断を支援
Land	道路・鉄道	雪氷・降雨などの荒天時において道路の安全性の確保や鉄道の安全運行をサポート
	エネルギー	電力需要予測の支援や、自然エネルギー発電量予測をリアルタイムで提供
	放送局	各地域の放送局のニーズに合わせた気象コンテンツ制作を支援。災害情報の速報システムも提供
Internet	アプリ・SNS	アプリ「ウェザーニュース」や動画番組「ウェザーニュースLIVE」を通じて気象情報を配信

詳細は当社ウェブサイト「サービス一覧」をご参照ください。

<https://jp.weathernews.com/your-industry/>

(5) 主要な営業所

本 社	： 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデン			
主 要 販 売 拠 点	： 国内10拠点、 海外13拠点			
	札幌	SSB	New York	SSB (アメリカ)
	仙台	SSB	London	SSB (イギリス)
	東京	SSB	Copenhagen	SSB (デンマーク)
	新潟	SSB	Athens	SSB (ギリシャ)
	金沢	SSB	Paris	SSB (フランス)
	名古屋	SSB	Hong Kong	SSB (香港)
	大阪	SSB	Seoul	SSB (韓国)
	広島	SSB	Shanghai	SSB (中国)
	高松	SSB	Taipei	SSB (台湾)
	福岡	SSB	New Delhi	SSB (インド)
			Singapore	SSB (シンガポール)
			Bangkok	SSB (タイ)
			Manila	SSB (フィリピン)
主 要 運 営 拠 点	： 8 拠点			
	Global Center	(日本・本社)	Paris	(フランス)
	Oklahoma	(アメリカ)	Athens	(ギリシャ)
	Amsterdam	(オランダ)	Manila	(フィリピン)
	Copenhagen	(デンマーク)	Yangon	(ミャンマー)
そ の 他 海 外 事 務 所	： 1 拠点			
	Hanoi	SSB	(ベトナム)	
そ の 他 海 外 代 理 店	： 3 拠点			
	Milan	(イタリア)	Jakarta	(インドネシア)
	Kathmandu	(ネパール)		

(注1) SSBとは戦略的販売拠点又はその準備段階となる駐在員事務所を意味しております。

(注2) 当社ではグローバル展開に伴うセールスマーケティング強化のため、代理店を設置しております。

(6) 従業員の状況

① 当社グループ

地 域	従 業 員 数 (名)
日 本	978(79)
米 州	71(0)
欧 州	23(0)
ア ジ ア	33(0)
合 計	1,105(79)

- (注1) 従業員数は就業人数であります。
- (注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。
- (注3) 上記のほか、派遣社員19名、委任・準委任の業務委託者80名が従事しております。
- (注4) 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた従業員数は記載しておりません。
なお、上表では、参考情報として地域別の従業員数を記載しております。

② 当社

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
978 (79) 名	40.0歳	12.6年	6,540千円

- (注1) 従業員数は就業人数であります。
- (注2) 従業員数欄の(外書)は臨時従業員の平均雇用人員であります。
- (注3) 上記のほか、派遣社員19名、委任・準委任の業務委託者80名が従事しております。
- (注4) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(7) 主要な借入先

金融機関からの借入はありません。

- (注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	当座貸越	計
借 入 枠 (百 万 円)	600	600
借 入 実 行 残 高 (百 万 円)	—	—
差 引： 借 入 未 実 行 残 高 (百 万 円)	600	600

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2026年5月31日現在)

① 発行可能株式総数 188,000,000株

② 発行済株式の総数 47,376,000株

(注) ※当社は、2026年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、発行可能株式総数は株式分割前の94,000,000株から188,000,000株となり、発行済株式の総数は23,688,000株から47,376,000株となっております。また、発行済株式の総数には、自己株式2,955,814株が含まれております。

③ 株 主 数 31,479名 (うち単元株主数 27,082名)

④ 大 株 主

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	持 株 比 率
一 般 財 団 法 人 W N I 気 象 文 化 創 造 セ ン タ ー	6,800,000株	15.31%
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	6,800,000株	15.31%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,780,600株	6.26%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,741,400株	3.92%
ウ ェ ザ ー ニ ュ ー ズ 社 員 サ ポ ー タ ー 持 株 会	1,704,608株	3.84%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,577,700株	3.55%
石 橋 忍 子	1,415,200株	3.19%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	800,000株	1.80%
石 橋 知 博	691,800株	1.56%
石 橋 伸 一	518,800株	1.17%

(注1) 当社は、自己株式を2,955,814株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

(注4) 2026年3月6日付で、みずほ証券株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2026年2月27日現在で同社が1,738,400株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,300株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2.（2）④取締役及び監査役の報酬等の額の決定方法」に記載しております。

（2）会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役

（2026年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	草 開 千 仁	千葉大学 経営協議会委員
代表取締役社長	石 橋 知 博	社長執行役員 最高経営責任者
取 締 役	吉 武 正 憲	執行役員 最高財務責任者
社 外 取 締 役	村 木 茂	一般財団法人次世代環境船舶開発センター 評議員（非常勤）
社 外 取 締 役	秋 元 征 紘	ワイ・エイ・パートナーズ株式会社 代表取締役 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社 社外取締役 株式会社イー・ロジット 社外取締役（監査等委員）
社 外 取 締 役	林 い づ み	弁護士 桜坂法律事務所パートナー 日油株式会社 社外取締役 株式会社ニフコ 社外取締役（監査等委員） 一橋大学 理事
常 勤 監 査 役	杉 野 保 志	
社 外 監 査 役	小 山 文 敬	
社 外 監 査 役	戸 田 綾 美	弁護士 東京神谷町総合法律事務所パートナー

（注1）監査役小山文敬氏は大手商社及び大手アパレル会社の経営管理業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注2）各社外取締役及び各社外監査役並びにその兼職先と当社との間に、社外取締役又は社外監査役としての職務を遂行するうえで、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。

（注3）当社は、取締役村木茂氏、取締役秋元征紘氏及び取締役林いづみ氏並びに監査役小山文敬氏及び監査役戸田綾美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。契約の概要は以下のとおりです。

1) 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

2) 保険契約の内容の概要

・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め当社が負担しており、被保険者（当社を除く。）の実質的な保険料負担はありません。

・填補の対象となる保険事故の概要

法律上の損害賠償金及び争訟費用を被保険者が負担することによって生じる損害を填補します。

・役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

背信行為、犯罪行為、詐欺行為または法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額の決定方法

1. 基本方針

企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

2. 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る事項

当社の取締役の報酬は、固定報酬（定期月例同額報酬）と業績連動報酬から構成しております。

固定報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定め、金銭報酬としております。業績連動報酬については、業務執行取締役を対象として、短期的業績連動報酬として中期経営計画に基づいて取締役会にて適切に定めた業績の成長率を指標に0%から200%の範囲で支給する「金銭による賞与」及び「業績連動型株式報酬」に加えて、中長期的業績連動報酬としての「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。

なお、社外取締役及び監査役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定基本報酬を支給しております。

3. 報酬決定プロセス

当社は任意の委員会として社外取締役3名、監査役1名及び社外監査役2名の合計6名で構成される、報酬委員会を設置しております。報酬の決定に関する方針及び算定方法、各取締役の報酬体系・報酬額等については、各取締役の実力・実績を基本として役職・責任に応じて客観的な視点から評価し、事前に報酬委員会に諮り、取締役会において決定しております。

報酬委員会は、役員報酬の客観性を担保する観点から、委員会での役員報酬に関する協議結果を取締役会に対して申し送ることとしており、取締役会は委員会の意見を踏まえて、役員報酬に関する事項の決議を行っております。

業績連動報酬は当社と同程度の企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としています。具体的な取締役の役位ごとの報酬割合に関しては、業績の達成水準が最大である場合に想定される基準額に基づき算出した割合について、報酬委員会において検討を行い、その意見を踏まえて取締役会にて決定を行っています。

取締役会は、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることや報酬委員会の意見を尊重されていることを確認しており、当該基本方針に沿うものであると判断しております。

4. 業績連動報酬の詳細

1) 業績連動報酬（中期経営計画連動型）

a.概要

当社は、当社の業務執行取締役を対象に、「中期経営計画 第5成長期Stage1（2023-2025）」（以下、「中計」という。）で掲げる目標の達成に向けたインセンティブ付与を目的として、金銭による業績連動報酬（以下、「本報酬」という。）を支給します。

本報酬の支給水準は、対象となる業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）の役職に応じて定められる金額を基準水準として（以下、この基準となる水準を「基準水準」という。）、中計最終年度である2026年5月期の業績に応じて変動します。

本報酬の支給は、2026年5月期の業績評価後に行われ、業績に応じて決定される報酬水準の2分の1について、これに相当する当社普通株式（以下、「当社株式」という。）で行われ、残りの2分の1について、これに相当する金銭で行われます。

b.本報酬における基準水準

対象取締役の役職に応じて定められる基準水準は、下表のとおりとします。

役職	基準水準	基準金銭報酬	基準株式報酬
	千円	千円	千円
代表取締役 会長	7,344	3,672	3,672
代表取締役 社長執行役員	9,792	4,896	4,896
取締役 執行役員	5,373	2,686	2,686

c.本報酬の支給水準の決定方法

本報酬の支給水準は、次の計算式（以下、「支給水準計算式」という。）により決定されます。

本報酬の支給水準（円）＝ 基準水準（円）× 支給率（％）

支給水準計算式に含まれる支給率は、各期の業績評価指標の数値に基づいて決定されます。2026年5月期の業績評価指標は、次のとおりとします。これらの業績評価指標の選定理由は、これらの指標が、株主・投資家の目線を踏まえつつ、中計で掲げる目標の達成に向けたインセンティブ付与という目的に適う指標であると考えられるからです。連結売上高、連結営業利益率は、いず

れも中計で目標として掲げる財務指標です。また、近時、SaaS企業に対する評価のための主要素として、連結売上高の成長率と連結営業利益率が着目されています。このように、本報酬での業績評価指標は、中計で掲げる財務目標を投資家の観点から引き直したものです。加えて、当社は事業の成長とともに、人間社会・企業活動、さらには地球環境が持続可能となる社会の実現に取り組んでおり、“地球の未来も守りたい”というDreamを掲げる企業として、2026年5月期より業績評価指標に非財務指標として気候関連指標を追加しました。

2026年5月期の業績評価指標

連結売上高成長率

連結営業利益率

CO₂排出量売上高原単位の削減率・CDP 気候変動スコア

2026年5月期の支給率は、次の計算式により決定します。ただし、支給率は0%以上とし、計算式による計算の結果が負の値となる場合は、0%とします。また、業績評価指標のうち連結営業利益率が10%未満の場合は、連結売上成長率の数値にかかわらず、支給率を0%とします。なお、計算に用いる連結売上高成長率の値は、正負を問いません。

2026年5月期の支給率（%）

= 20 × （連結売上高の成長率（%）* + 連結営業利益率（%）*） - 400（%）

× 気候関連指標に基づき決定される割合（%）

* 小数点第二位以下切捨て

ここでの気候関連指標に基づき決定される割合は、次のとおりとします。

以下2項目の達成状況に基づく達成度係数平均〔算定式：（①+②）／2〕

①CO₂排出量売上高 原単位の削減率（達成度係数：0.9～1.1）

※CO₂排出量売上高 原単位[t-CO₂/億円] = Scope1,2,3(上流) CO₂排出量/連結売上高

②CDP 気候変動スコア（達成度係数：0.9～1.1）

d.本報酬の支給

(i)当社株式での支給

本報酬において支給される当社株式の数は、次の計算式により決定されます。計算の結果100株未満の端数が生じた場合には、100株単位に切り上げます。

$$\text{支給株式数（株）} = \text{本報酬の支給水準（円）} \div 2 \div \text{基準株価（円）}$$

基準株価は、本報酬の各業績評価対象年度の決算後遅滞なく行われる本報酬の支給のためになされる募集株式の発行の決定において決定される払込金額で、当該募集株式を引き受ける者に特に有利な金額とならない金額とします。

(ii)金銭での支給

本報酬において支給される金銭の金額は、次の計算式により決定されます。1円未満は切り上げとします。

$$\text{支給金額（円）} = \text{本報酬の支給水準（円）} \div 2$$

e.その他

(i)当社株式の交付条件

1. 対象取締役が、報酬支給対象年度に開催される当社定時株主総会の日から、その翌年の5月31日までの期間（以下、「交付条件期間」という。）、継続して対象取締役の地位にあること。
2. 対象取締役に、交付条件期間中、当社取締役会が指定する法令違反行為、当社内部規定違反行為または重大な契約違反等の非違行為がないこと。
3. その他本報酬の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を対象取締役が充足していること。

(ii)交付方法

当社株式の交付は、募集株式の発行（自己株式の処分を含む）により行います。

f. 直近事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績

連結売上高の成長率（％）	=	23,505,624千円→24,479,267千円	= 4.1％
連結営業利益率（％）	=	5,244,702千円→24,479,267千円	= 21.4％
支給率（％）	=	20 × (4.1％+21.4％) - 400％	= 110％

g. 直近事業年度における気候関連指標に基づき決定される割合

2項目の達成状況に基づく達成度係数平均 [算定式：(①+②) / 2]

①CO₂排出量売上高原単位の削減率:11.35%削減により 1.1

②CDP 気候変動スコア: A=1.1

$(①+②) / 2 = (1.1+1.1) / 2 = 1.1 = 110\%$

2) 譲渡制限付株式報酬

a. 譲渡制限付株式報酬の概要

当社は、対象取締役に、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式を割り当てる「譲渡制限付株式報酬」を支給いたします。本制度は、対象取締役のガバナンスの視点を踏まえた中長期的な企業価値の向上を目的としています。

b. 本制度の仕組み

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、10年間から50年間までの期間、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこととします。

c. 本制度における支給上限株数

50,000株（個別配分はそれぞれの役職による。）

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができることとします。

3) 取締役報酬構成割合

当社の取締役報酬は、金銭報酬としての1. 固定報酬(基本報酬) 及び2. 業績連動賞与(短期インセンティブ)、株式報酬（長期インセンティブ）としての3. 譲渡制限付株式報酬 及び4. 業績連動型株式報酬により構成されております。現状の取締役の報酬構成割合は、金銭報酬：株式報酬については概ね75：25、基本報酬：短期インセンティブ：長期インセンティブについては概ね60：15：25となります。

5. 取締役・監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、以下のとおり、上限額、及び当該上限額の範囲内で個別支給額は取締役会において決定することにつき、株主総会決議により承認を得ています。また、監査役の報酬については、以下のとおり、上限額、及び当該上限額の範囲内で個別支給額は監査役の協議において決定することにつき、株主総会決議により承認を得ています。

	金銭報酬		株式報酬
	固定報酬 及び 業績連動報酬	固定報酬	業績連動型株式報酬 及び 譲渡制限付株式報酬
株主総会決議	2009年8月 定時株主総会	2009年8月 定時株主総会	2018年8月 定時株主総会
上限額（年額）	500百万円	100百万円	200百万円
支給対象	取締役	監査役	取締役 (社外取締役を除く)
員数（株主総会決議終結時点）	12名	3名	5名

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、次のとおりです。

区分	支給 人数	金銭報酬		株式報酬		支給総額
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	名 3	千円 84,240	千円 13,617	千円 13,889	千円 11,750	千円 123,497
社外取締役	3	28,800	—	—	—	28,800
監査役（社外監査役を除く）	1	25,104	—	—	—	25,104
社外監査役	2	19,200	—	—	—	19,200
合計	9	157,344	13,617	13,889	11,750	196,601

（注1）業績連動報酬等にかかる業績指標につきましては、連結売上高成長率と連結営業利益率の和であり、その実績は25.5%であります。当社の業績連動報酬につきましては、事業報告「2. (2)④取締役及び監査役の報酬等の額の決定方法」に記載しております。

（注2）固定報酬には、確定拠出年金の掛金が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、「2. 会社の状況に関する事項 (2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

2) 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村 木 茂	同氏は、当期に開催された取締役会11回全てに出席しました。長年にわたる企業経営者としての高い見識や豊富な経験等を有しており、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮しています。これらの活動等を通じて、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等を行っております。また、指名委員会の委員（4回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員長（1回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論を行いました。
取締役	秋 元 征 紘	同氏は、当期に開催された取締役会11回全てに出席しました。個人向け事業における豊富な知識・経験及びグローバル企業の経営者としての高い見識等を有しており、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮しています。これらの活動等を通じて、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等を行っております。また、指名委員会の委員長（4回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員（1回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論を行いました。
取締役	林 い づ み	同氏は、当期に開催された取締役会11回全てに出席しました。弁護士として培われた、企業法務・知的財産及び企業コンプライアンス等に加え、ダイバーシティ&インクルージョンに関する高い見識を有しており、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮しています。これらの活動等を通じて、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等を行っております。また、指名委員会の委員（4回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員（1回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論を行いました。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	小 山 文 敬	同氏は、当期に開催された取締役会11回全てに、監査役会14回全てに出席し、グローバル企業の経営者として培ってきた高い見識や豊富な経験等を有しており、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。また、指名委員会の委員（4回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員（1回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論に貢献しました。
監査役	戸 田 綾 美	同氏は、当期に開催された取締役会11回全てに、監査役会14回全てに出席し、弁護士としての長年の経験により培われた企業法務・ガバナンス及びダイバーシティ&インクルージョンに関する高い見識を有し、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。また、指名委員会の委員（4回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員（1回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論に貢献しました。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

⑦ 執行役員及び執行役員待遇

1) 執行役員

2026年6月1日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

	氏 名	担 当
* 社 長 執 行 役 員	石 橋 知 博	最高経営責任者 モバイル・インターネット気象事業責任者 陸上気象事業統括責任者
* 執 行 役 員	吉 武 正 憲	最高財務責任者
* 執 行 役 員	安 部 大 介	最高サービス責任者 リスク管理責任者
執 行 役 員	川 畑 貴 義	道路・鉄道気象事業担当
執 行 役 員	武 田 恭 明	エネルギー・流通気象事業担当
執 行 役 員	大 木 雄 治	放送気象事業担当
執 行 役 員	Kwon Keemoon	航海気象事業担当
執 行 役 員	運 天 亮 一	航空気象事業担当
執 行 役 員	浅 田 佳 津 雄	広告事業担当
執 行 役 員	高 森 美 枝	サービス運営責任者
執 行 役 員	出 羽 秀 章	テクノロジー・プロダクト責任者

(注) * 印は取締役を兼務する予定の者であります。

2) 執行役員待遇

2026年6月1日現在の執行役員待遇の氏名は次のとおりであります。

	氏 名
テクニカルディレクター	西 祐 一 郎
クリエイティブディレクター	村 田 泰 謁

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,696,655	流 動 負 債	3,855,836
現 金 及 び 預 金	18,835,727	買 掛 金	100,371
売 掛 金	3,831,219	未 払 金	536,723
契 約 資 産	1,058,648	未 払 法 人 税 等	1,067,935
仕 掛 品	57,827	契 約 負 債	679,950
貯 蔵 品	201,283	そ の 他	1,470,855
そ の 他	738,535	固 定 負 債	509,839
貸 倒 引 当 金	△26,586	資 産 除 去 債 務	409,318
固 定 資 産	3,562,451	そ の 他	100,521
有 形 固 定 資 産	1,587,764	負 債 合 計	4,365,676
建 物 及 び 構 築 物	761,692	(純 資 産 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	268,564	株 主 資 本	23,404,463
土 地	413,062	資 本 金	1,706,500
建 設 仮 勘 定	8,372	資 本 剰 余 金	1,842,330
そ の 他	136,073	利 益 剰 余 金	20,647,190
無 形 固 定 資 産	136,760	自 己 株 式	△791,557
ソ フ ト ウ エ ア	128,181	その他の包括利益累計額	466,052
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	3,882	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,603
そ の 他	4,696	為 替 換 算 調 整 勘 定	425,449
投 資 そ の 他 の 資 産	1,837,926	新 株 予 約 権	5,539
投 資 有 価 証 券	212,120	非 支 配 株 主 持 分	17,375
繰 延 税 金 資 産	903,070	純 資 産 合 計	23,893,431
そ の 他	729,108	負 債 純 資 産 合 計	28,259,107
貸 倒 引 当 金	△6,372		
資 産 合 計	28,259,107		

連結損益計算書

(自 2025年6月1日
至 2026年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,479,267
売上原価	12,892,804
売上総利益	11,586,463
販売費及び一般管理費	6,341,761
営業利益	5,244,702
営業外収益	
受取利息	23,944
受取配当金	500
投資有価証券売却益	89,241
保険配当金	13,545
補助金収入	32,394
為替差益	28,469
未払配当金除斥益	1,373
訴訟損失引当金戻入額	18,702
その他の	10,463
営業外費用	
コミットメントライン関連費用	3,150
その他の	3,687
経常利益	5,456,499
特別損失	
減損損失	12,833
税金等調整前当期純利益	5,443,665
法人税、住民税及び事業税	1,684,674
法人税等調整額	△51,336
当期純利益	3,810,327
非支配株主に帰属する当期純利益	3,872
親会社株主に帰属する当期純利益	3,806,455

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2025年6月1日)
(至 2026年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,638,364
投資活動によるキャッシュ・フロー	△138,909
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,771,987
現金及び現金同等物に係る換算差額	127,935
現金及び現金同等物の増減額	1,855,402
現金及び現金同等物の期首残高	16,970,434
現金及び現金同等物の期末残高	18,825,836

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

株式会社ウェザーニューズ
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 保 智 巳
業務執行社員

・ 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェザーニューズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・ 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・ その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・ 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

・利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

株式会社ウェザーニューズ

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 保 智 巳
業務執行社員

・監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの2025年6月1日から2026年5月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・ 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

・ 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月23日

株式会社ウェザーニューズ 監査役会

常勤監査役 杉 野 保 志 ㊟

監 査 役 小 山 文 敬 ㊟

監 査 役 戸 田 綾 美 ㊟

(注) 監査役小山文敬及び監査役戸田綾美は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第40期定時株主総会会場のご案内

会場

東京国際フォーラム B棟5階 ホールB5

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

※開催場所をお間違えのないようご注意ください。



交通のご案内

JR線 ●有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩約3分

●東京駅 丸の内南口より徒歩約5分

●京葉線 東京駅4番出口（地下1階にて連絡）直結

地下鉄 ●有楽町線 有楽町駅D5出口（地下1階にて連絡）徒歩約3分

※ 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

最新の情報につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/ir-event/shareholder>